

総代ならびに役員退任手当支給規程

(目 的)

第1条 この土地改良区総代ならびに役員（総代会議長・同副議長を含む。以下同じ）の退任手当に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(手当の支給)

第2条 総代もしくは役員が退任または死亡したときは、退任手当を支給する。

(支 給 額)

第3条 理事長の退任手当の額ならびに支給方法は、職員退職給与金支給規程に準ずる。

2 退任手当の支給は、任期ごとに行う。

3 その他、特に功労があると認めるときは、理事会で協議の上、功労金または記念品を支給することができる。

第4条 総代ならびに役員（理事長を除く。）の退任手当の額は、次のとおりとする。

総 代 一期（4年） 30,000円

役 員 一期（4年） 60,000円

2 在任途中で退任または死亡したときは、次の区分による。

(1) 在任期間1年以上3年未満 前項の4分の3の額

(2) 在任期間3年以上 前項の全額

3 退任手当の支給は、任期ごとに行う。

4 役員のうち、公務員で一般職にある者、および特別職のうち地方公共団体の長については、退任手当を支給しない。

5 在任期間が役員・総代に跨る場合は、それぞれの在任期間を月割でもって計算し、合算する。ただし、役員と総代が重なる月にあつては役員とする。

6 前項により計算した金額が第2項第1号の額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、第2項第1号の額とする。

第5条 第3条および第4条については、次の各号に該当するとき、これを支給しない。

(1) 刑事犯として辞任したとき

(2) 定款、規約、諸規程にそむいて辞任したとき

(3) 在任期間1年未満で辞任したとき

(4) 辞任理由が、理事会において支給を不相当と認めるとき

(積 立 金)

第6条 この土地改良区は総代ならびに役員退任手当に充てるため、毎年度、退任手当を算定してその額を積み立てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 3年 9月 2日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成 6年 4月 1日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成13年 4月 1日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行し、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この変更規程は、大阪府の変更定款認可の日の翌月 1日より施行する。

(令和3年10月11日認可)

大阪府指令農政第1704号)

(総代ならびに役員退任手当支給規程)